

# 埼玉県知事選挙

この選挙は、これからの県政のかじ取りを担う埼玉県知事を選ぶ大事な選挙です。みなさんと投票しましょう。

告示日 **7月23日(木)**

投開票日 **8月9日(日)**



★選挙管理委員会 ☎ 1187

## 選挙日程

- 投票 日時 8月9日(日) 午前7時～午後8時
- 場所 各投票所
- 開票 日時 8月9日(日) 午後9時～
- 場所 シルクドーム

## 投票できる人

次の要件に当てはまり、本市の選挙人名簿に登録されている人

## ①住所要件

平成27年4月22日までに本市内に住民登録をし、引き続き市内に住所を有する人

※なお、平成27年4月23日以降に県内の他市町村へ転出した人で、本市市の選挙人名簿に登録されている人は、最寄りの市町村で発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票の写し」を提示すれば本市市で投票できます。ただし、県内の他市町村へ転出後、さらに他市町村へ転出すると投票できません。

## ②国籍・年齢要件

平成7年8月10日までに生まれた日本国籍の人

## 期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などで投票所に行けない場合は、投票日の前に投票ができます。

## 場所・期間

- ①市役所1階市民ホール 7月24日(金)～8月8日(土)
- ②総合支所エントランスホール(アスピアこだま) 8月3日(月)～8月8日(土)

※期間内であれば①②どちらの投票所でも投票できます。時間 午前8時30分～午後8時

※投票所入場券の裏面が期日前投票宣誓書になっています。

事前に必要事項を記入のうえ、①②の投票所にお持ちいただく、受付を早く済ますことができます。

## 選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報を、告示日以後、新聞折り込みで配布します。市役所や総合支所、各公民館などにも用意します。各公民館などにも用意しますのでご利用ください。郵送を希望する人は、選挙管理委員会までご連絡ください。また選挙公報は市ホームページでも見ることができます。

## 開票速報

開票速報は、午後10時から開票が確定するまで30分ごとに行い、シルクドームに掲示します。また、市ホームページによる開票速報も行います。

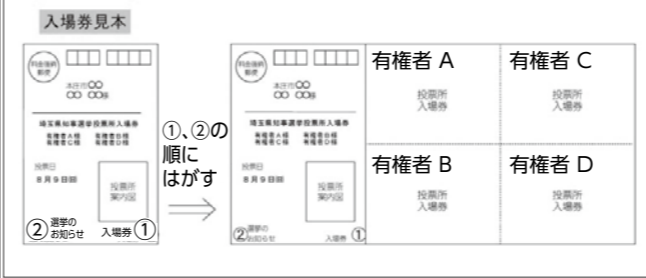


## 投票所入場券を圧着はがきでお送りします

投票所入場券は、告示日以後、各世帯主あてに圧着はがきで郵送します。

1枚のはがきに4人分の入場券が印刷されています。世帯に有権者が5人以上いる場合は、はがきが複数枚届きますのでご注意ください。入場券はミシン目で切り離して各自投票所へお持ちください。

紛失した場合は投票所で申し出てください。その場で再発行し投票できます。



## 投票所が変わります

- 第2投票所 N T T本庄支店 → 市民活動交流センター (はにぼんプラザ)
- 第6投票所 本庄東中学校体育館 → 本庄東中学校多目的室
- 第22投票所 児玉公民館 → 児玉小学校体育館

## 国民年金保険料の納付が難しいときは・・・

### 7月から「免除」「若年者納付猶予」申請の受付が始まります

所得が少ないときや失業等により国民年金保険料(平成27年度 15,590円/月)を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」や猶予となる「若年者納付猶予制度」があります。

7月1日(水)から平成27年度(7月～平成28年6月分)の申請の受付を開始しますので、制度を利用したい人は忘れずに申請してください。

なお、申請は原則として毎年度必要ですが、昨年度に全額免除又は若年者納付猶予の承認(失業等による特例申請の承認を除く)を受けた人で、あらかじめ翌年度以降の継続申請を希望している場合は、今年度の申請は必要ありません。後日、年金事務所から郵送される審査結果を確認してください。

## ◆保険料免除制度

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下(表1参照)の人が対象で、所得額に

応じて「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」のいずれかの額が免除されます。

## ◆若年者納付猶予制度

30歳未満で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下(表1参照)の人が対象で、承認されると保険料の納付が猶予され、保険料を後払いにすることが出来ます。

## ◇失業等による特例

通常の申請では、所得審査対象者全員の前年所得がそのまま審査されますが、失業等を理由とした申請(「特例申請」の場合には、失業した人(配偶者・世帯主も含む)の所得については審査の対象から除かれます。

なお、特例申請が可能な期間は、失業日(＝退職日の翌日)を起算日として、その前月から翌々年の6月までです。

(例)平成27年度分の免除申請の場合↓失業日が平成26年1月1日以降であれば特例申請が可能です。

## 申請方法

申請場所 市民課国民年金係(市役所1階)、市民福祉課市民係(アスピアこだま)

## 持参するもの

- ①年金手帳又は基礎年金番号のわかるもの
- ②印鑑
- ③特例申請をする人は、失業したことがわかる「雇用保険受給資格者証」「雇用保険被保険者離職票」「退職辞令(公務員)」等のコピー

## 申請はお早めに

「免除」「若年者納付猶予」は、いずれも申請時点から2年1か月前まで遡って申請できますが、申請が遅れて保険料を未納のままにしておくと、障害や死亡等の万一の際に、障害年金や遺族年金を受けられないおそれがありますので、申請はお早めをお願いします。

表1 免除等の所得基準額 (所得審査対象者全員の前年所得が下記の計算式で計算した金額以下であること)

	所得基準額
全額免除・若年者納付猶予	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
4分の3免除	78万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除額等
半額免除	118万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除額等
4分の1免除	158万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除額等

※扶養親族等が、老人控除対象配偶者及び老人扶養親族(70歳以上)の場合は48万円、特定扶養親族(19歳～23歳未満)及び16歳から19歳未満までの扶養親族の場合は63万円。

表2 免除等と将来の年金受給との関係

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金
	受給資格期間	年金額	受給資格期間
全額免除	算入される	8分の4が反映	算入される
4分の3免除		8分の5が反映	
半額免除		8分の6が反映	
4分の1免除		8分の7が反映	
若年者納付猶予・学生納付特例		反映されない	
未納	算入されない	反映されない	算入されない

※免除等を受けた期間は、10年以内であればから保険料を納めること(＝追納)ができ、追納すると将来受け取る年金額は減少しません。

★市民課 ☎ 1114、市民福祉課 ☎ 1333、熊谷年金事務所 ☎ 048-522-5012